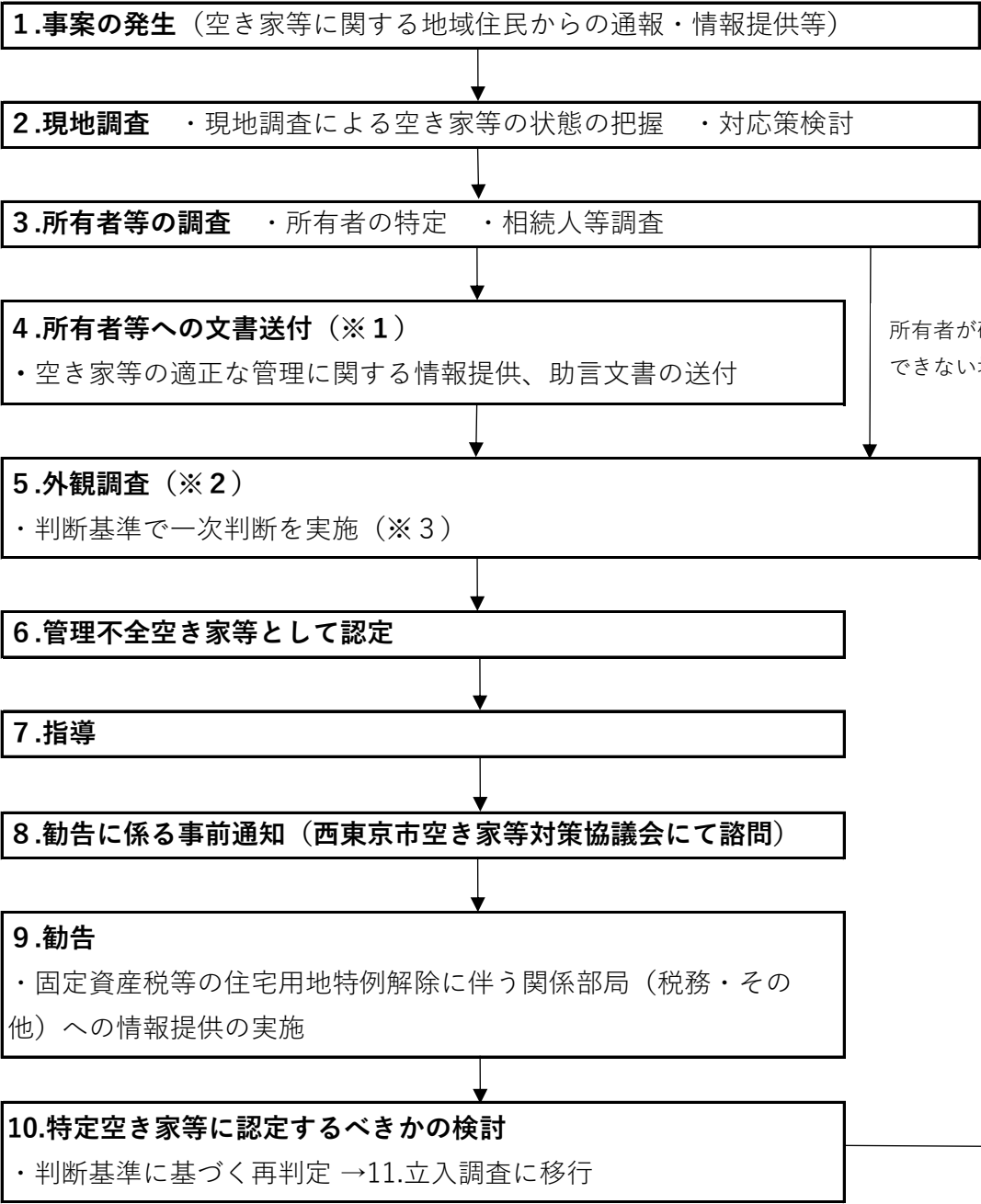


【管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置フロー図】



※1 所有者等に対し、複数回の文書送付を行ってもなお、状況の改善が見られない空き家等について、「5.外観調査」を実施する。

※2 「5.外観調査」において、管理不全空き家等にチェックが付かない場合については、再度「4.所有者等への文書送付」を行い、一定期間を経過しても状況の改善が見られない場合に改めて、「5.外観調査」を行う。

※3 「5.外観調査」において、空き家等の状況が著しく悪く、判断基準において特定空き家等にチェックがついた場合若しくは、特別な事情が認められる場合については、管理不全空き家等の措置を経ず、立入調査を実施することができる。

